

令和 3 年御嵩町議会第 2 回臨時会会議録

1. 招集年月日 令和 3 年 5 月 25 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和 3 年 5 月 25 日 午前 9 時 00 分 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 11 号））
 - 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
 - 議案第 28 号 工事請負契約の締結について
 - 議案第 29 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議事日程第1号

令和3年5月25日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案理由の説明 4件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第11号））

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

議案第28号 工事請負契約の締結について

議案第29号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第4 議案の審議及び採決 4件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第11号））

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

議案第28号 工事請負契約の締結について

議案第29号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（10名）

議長 高山 由行	2番 福井 俊雄	3番 奥村 悟
5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸	7番 安藤 雅子
8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子
12番 谷口 鈴男		

欠席議員（1名）

1番 清水 亮太

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	寺本公行
総務部長	各務元規	民生部長	小木曾昌文
建設部長	鍵谷和宏	企画調整 担当参事	中井雄一郎
教育参事兼 学校教育課長	筒井幹次	総務防災課長	古川孝
企画課長	山田敏寛	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	渡辺一直
亜炭鉱廃坑 対策室長	早川均	税務課長	金子文仁
農林課長	高木雅春		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	土谷浩輝	議会事務局 書記	大脇敬之
--------	------	-------------	------

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。したがって、令和3年御嵩町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですのでお願いします。

なお、清水亮太議員と高木俊朗教育長は、本臨時会に欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

本日は、第2回令和3年臨時議会を招集させていただいたところ、早朝よりお集まりいただきまして御苦労さまでございます。ありがとうございます。

本日の案件は、承認2件、議案2件で合計4件であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 奥村悟君、5番 安藤信治君の2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、5月21日に行いました議会運営委員会で本日1日と決

めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日5月25日の1日とすることに決定いたしました。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に提出されました承認第1号、承認第2号、議案第28号及び議案第29号の4件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件4件を議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、承認関係について行います。

承認第1号、令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの表紙を開いて1ページをお願いいたします。

令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりその報告を行い、承認を求めますのでございます。

それでは、ピンク色の表紙の補正予算書の令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）をお願いいたします。

表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条第1項で歳入歳出予算の総額に6,351万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億6,680万8,000円とする旨規定しています。

歳入について御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入の補正ですが、この7ページ冒頭の款02 地方譲与税から8ページ最後のゴルフ場利用

税交付金まで、額の確定に伴い補正したものであります。

続いて、9ページをお願いいたします。

款08の環境性能割交付金からその3つ下、款15の県支出金につきましても、額の確定に伴いまして確定金額に予算額を合わせている補正であります。

10ページをお願いいたします。

款17の寄附金では、民生費寄附金として100万円を補正しております。これは、民間企業から福祉に役立ててほしいということで100万円の寄附がありました分を補正しているものです。

その下、款20諸収入では、素材売払い収入としまして2,000円を補正しております。これは、町有林の間伐材の売払い収入分であります。

最後の款22法人事業税交付金は、額の確定に伴う補正であります。

以上が歳入補正の内容の御説明となります。

続いて、歳出について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

初めに、款02の総務費です。目16の基金費では6,351万8,000円を計上しています。この内訳について、一番右、説明欄を御覧ください。

まず、庁舎整備基金積立金に6,000万円を計上、続いて、福祉向上基金積立金には351万2,000円を計上、そして、森林環境整備基金積立金に6,000円を計上しております。

最後に、款03民生費でございますが、補正額はゼロ円となっております。これは、電源立地交付金の額の確定に伴う財源組替えによるものであります。

以上で、承認第1号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、承認第2号、御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 金子文仁君。

税務課長（金子文仁君）

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて説明をさせていただきます。

お手元の議案つづり2ページをお願いいたします。

御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付、専決第2号で専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。

次の3ページから11ページに専決処分を行いました御嵩町町税条例等の一部を改正する条例を示しておりますが、別冊の資料つづりで御説明申し上げますので、資料つづり1ページ、2ページの御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の概要を御覧ください。

改正趣旨でございます。

令和3年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、御嵩町町税条例等の一部を改正するものでございます。

それでは、主な改正内容についての概要を御説明申し上げます。

1つ目といたしまして、固定資産税の関係で、土地に係る負担調整措置の延長についてでございます。

土地に係る負担調整措置の適用期限を3年間延長し、令和5年度までとするものでございます。その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について令和2年度の税額に据え置く措置を講ずるものでございます。

2つ目といたしまして、軽自動車税の関係として、2点について御説明をいたします。

1点目は、環境性能割の臨時的軽減の延長についてです。

軽自動車税環境性能割について自動車排出ガス規制基準の見直しを行った上、税率を1%軽減する臨時的軽減の適用期限を9か月延長し……。

議長（高山由行君）

暫時休憩します。

午前9時10分 休憩

午前9時13分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

引き続き説明をお願いします。

税務課長（金子文仁君）

失礼します。

2つ目は、軽自動車税の関係として、2点について御説明いたします。

1点目は、環境性能割の臨時的軽減の延長についてです。

軽自動車税環境性能割について、自動車排出ガス規制基準の見直しを行った上、税率を1%

軽減する臨時的軽減の適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

表にございますとおり、燃費基準を厳しく設定した上で税率がそれぞれ1%軽減され、括弧内の税率となります。

環境性能割の臨時的軽減につきましては、一番下の表にございますように期間延長がされてまいりました。今回の改正におきましては、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向などを総合的に勘案し、さらに9か月延長されるものでございます。

なお、この措置による減収分については全額国費で補填されます。

続いて、見開き2ページ目を御覧ください。

2点目は、種別割のグリーン化特例の見直しについてでございます。

軽自動車税種別割のグリーン化特例対象区分の見直しを行った上で適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

表にございますとおり、クリーンディーゼル車を特例の対象外とする改正を行います。

なお、その下の枠の50%及び25%軽減車の扱いについては、対象外とすることが令和元年度税制改正において法制化済みとなっております。

主要な改正内容は以上になります。

そのほか、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長する規定を定めるもの、生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例措置を延長する規定を定めるものなど、地方税法等の改正に伴う所要の改正をいたします。

施行日につきましては、一部の規定を除き令和3年4月1日となっております。

改正の内容につきましては、以下、資料つづり3ページから23ページにかけ新旧対照表を記載しておりますので、お目通しいただきますようお願いをいたします。

以上で、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案関係について行います。

まず初めに、議案第28号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 早川均君。

亜炭鉱廃坑対策室長（早川 均君）

おはようございます。

それでは、議案第28号 工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

議案つづりの12ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、令和 3 年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第前 6 期、第 7-1 期防災工事です。2. 契約の方法は、条件付一般競争入札です。3. 契約の金額は、3 億 3,880 万円です。4. 契約の相手方は、飛島・天野特定建設工事共同企業体、代表構成員は、飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は、株式会社天野建設です。

続いて、資料つづりの 24 ページをお願いいたします。

この 24 ページから次の 25 ページにかけて工事請負仮契約書の写しを添付しております。工期は、令和 4 年 3 月 18 日までとしております。

次のページ、26 ページには入札執行結果公表一覧表を載せております。

続いて、27 ページをお願いいたします。

工事の対象区域を示した図面を掲載しております。

27 ページには、第前 6 期の施工実施箇所になります。中保育園西側の民有地と宝積寺周辺の民有地を施工する予定としております。

28 ページには、第 7-1 期の施工実施箇所になります。昨年 10 月に陥没被害のありました長瀬洞地区の民有地を施工する予定としております。

28 ページ左下の枠内を御覧ください。

工事対象区域の合計面積は 1 万 3,809 平方メートル、その他、工事概要は、枠内に各工種と数量等を掲載してございますので御確認をお願いいたします。

以上で、議案第 28 号 工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 29 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

まちづくり課長 渡辺一直君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

それでは、議案第 29 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

議案書 13 ページをお願いします。

自動車事故による損害のうち物損の部分に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

和解及び損害賠償の相手方の住所及び氏名は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、令和3年3月2日火曜日午後1時53分、御嵩町中706番地6先において、信号のない丁字路から国道へ右折する際、左右確認を怠り、相手車両の右側面と公用車左前方が接触したものであります。

和解条項及び損害賠償の額は、1. 町は、相手方に対し、本件事故の損害賠償額として65万1,113円の支払い義務があることを認め、これを支払う。2. 相手方は町に対し、本件事故の損害賠償額として1万500円の支払い義務があることを認め、これを支払う。3. 町及び相手方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切異議申立て、請求を行わないとするものです。

また、本案件については町の加入する損害保険が適用され、物損の部分について和解及び賠償するものであり、人身の事故に係る部分についての和解及び賠償は、相手方が治療中のため治療完治後に行うものとなります。

今回の事故については、落ち着いて左右確認をすれば防げたと考えられ、職員の運転については時間に余裕を持って運転するなど、再度、安全運転に対する注意喚起を行ってまいります。

以上で、議案第29号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は9時40分といたします。

午前9時23分 休憩

午前9時40分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

先ほどの提案理由の説明の中で、承認第1号、令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）の説明の中で発言の訂正の申出が総務防災課長からありましたので、これを認めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

すみません、先ほど私のほうの説明で、一般会計補正予算（第11号）の1ページ目、第1条の歳入歳出予算総額についてですが、133億6,680万8,000円と御説明いたしましたが、正しくは予算書記載のとおり133億6,680万6,000円ですので、よろしく申し上げます。失礼いたしました。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

承認第1号、令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

すみません、指定寄附金を下さった民間企業は、どちらの企業さんか教えていただくことはできますか。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの大沢議員の御質問についてお答えいたします。

寄附金を頂きましたのは、徳倉建設さんになりますのでよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ちょっとお伺いしますが、地方交付税、これは額の確定による補正が基本ということで、地方交付税で特別交付金という形で5,100万円ほど計上してありますけれども、地方交付税の性格として、額の確定というのは本来あり得るんですか、その辺ちょっと説明をしていただきたいと思いますが。地方交付税というのは、本来は地方財源のいわゆる補填財源として交付されるべき性格のものでありますが、それは一定の額が確定された後において、それを不用とする場合には、それがいわゆる額の確定後の残額として、これは地方自治体が単独で勝手にどういうふうな使用をしてもいいと、こういうことになるわけですか。この辺のところだけちょっと教えていただきたいですが。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの谷口議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず普通交付税ですけれども、こちら国の補正予算により交付税の財源が増額補正されたことによる追加交付ということで、今回、特別交付金ということで、普通交付税で捕捉されない財政需要に対して交付ということで支給されているものでありますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

追加交付金ということで、したがって、そこに特別交付税と記載されておると思うんですが、通常、他の市町村の関係を見ますと、そういう特別に交付されたものに対しては、例えば八百津町なんかもそうですけれども、それぞれの地域対策で、特にコロナ関連の対策等に重点的にそれを使用していくというような事例が見られるんですけれども、御嵩町の場合は全額庁舎建設に投入という形、またその基金に投入という形になっておりますけれども、政策的配慮というのは、その辺のところはどういう考え方があるでしょうか。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、お答えいたします。

まず特別交付税につきましては、皆さん御存じのように、普通交付税というのは、いわゆる基準財政収入額と基準財政需要額の差が普通交付税と、これはルール化されてしっかりと額が決まってくるわけですね。今回補正で上げたのは特別交付税、いわゆるそれ以外で網羅できないような特殊事情がある場合について、各市町村の状況に応じて県が割り振るとというのが特別交付税であります。

特別交付税といいますのは、例年12月と3月に交付時期が決まっておりますので、どうしてもこの時期でないと交付額が分からない。どういう積算で交付額が決まるのかについては、それは県の裁量になりますので、細かい内容については我々も把握し得ない。ただ、特殊財政事情ということですので、当然うちで言えば亜炭鉱の関係でも人件費は使っておりますし、全市町村共通ですけれどもコロナ対策でもいろんなお金が要するという状況ですので、それらをいろいろ網羅した中で県が判定した額が今回決まったから専決処分で上げるという、こういう手順になっております。

2点目ですけれども、コロナ対策で、それも踏まえて政策的な考えということでございます

けれども、今回の専決につきましては3月31日付ですので、まずは庁舎整備に積みますけれども、4月以降、令和3年度に入って、当然基金の取崩し等も考えながらコロナ対策とかいろんな財政事情、町民からの要望等もありますので、こういうものは令和3年度の予算で政策的に今後を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号、令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（高山由行君）

承認第2号、御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号、御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第28号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

今回の充填工事の工事請負契約につきましては、中地区と御嵩地区ということで現場が3点に散らばっておるといような状況で、本来ならこれはそれぞれに個別対応というのが基本ではないかと思うんですが、ただプラントの設置の関係で、ここは輸送の、地下充填じゃなくて多分プラントからミキサー車か何かで運ぶ、そういう手法を取るだろうと思うんです。これはプラントの関係で、あえてこの3つの現場を一括して1つの工事契約という形で持ち込まれたかどうか、その辺のところの説明だけお願いしたいと思います。

議長（高山由行君）

亜炭鉱廃坑対策室長 早川均君。

亜炭鉱廃坑対策室長（早川 均君）

それでは、谷口議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず今回、第前6期、それから第7-1期の2つの工区について一括して発注をさせていただきました。まず第前6期につきましては、前回の4年間の計画の中でやり切れなかったところもございまして、早く発注をさせていただければということで計画していたものでございます。そこに第7-1期の長瀬洞地区の陥没の被害もありまして、その充填も早く施工をしたいところもございましたので、第前6期と第7-1期の併せて発注をさせていただいたところでございます。

プラントにつきましては、これから施工業者と協議をしていくところでございますけれども、施工箇所は離れておりますので、ミキサー車といいますか、アジテーター車を使って現場近く

まで運ぶということを想定しております。以上でございます。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 28 号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 29 号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

質問をちょっと、これは議案と離れるかもしれないんですけども、事故を起こした職員というのは、てんまつ書とか始末書を出されているのかどうか。

それで、職員のペナルティーというか、そういうのはどうだったかということが行われたかということですけど、昔、私、御嵩の駅の前で朝、就業時間前に 2 名の方が、あそこで立哨みたいなことをして旗を持ってやってみえたことがあるんですけども、御苦労さんですと言ったら渋い顔をされて、何でかなと思ったら、これはね、福井さん、ペナルティーでやってみえるんだから、それはそんなことを聞いたらいかんわと言われて、これはちょっとペナルティーとして見せしめみたいなものじゃないかなと思って、そんなことあるのかな、今もあるのかなということについてちょっとお聞きします。よろしく。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

福井議員、声がけはいいと思いますよ。

まず、事故を起こしたその日に課長と当事者2人が私の部屋に来まして、事故の報告がありました。全て事故が起きた場合はそうしようというふうに指示していますので、そういった中で事故の概要を聞いた上で、事故を起こした本人に対しては気をつけるようにということは強く注意をしておきます。本人も当然反省をしておりますし、反省文も兼ねたてんまつ書は出してもらっています。

そういった中で、昔はそれで終わりだったんですけども、見せしめと言われるとちょっと言い方がきついなあと思うんですけど、やはり襟を正すということで、御嵩駅前もかなり交通量が増えていますので、そこに職員が立って交通安全に従事するということは、今後のこと、その職員にとってもいい意味で反省の上でやることだと思っていますので、戒めじゃないです。今後、職員がしっかりとやっていくための一つのきっかけにさせていただきたいということでやっておりますので、御苦労さんという声がけは大いに結構だと思いますので、よろしく願いします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

それがペナルティーだと、職員が事故を隠したり、申告しないということが起きるんじゃないかなという心配を私はするんだけど、その点どうですか。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

疑えば切りがないですけども、そこは職員同士、私も含めて信頼関係だと思っていますので、公用車に限らず通勤途上で私的に事故をした場合でも報告はしてもらっていますので、それに連れて注意はしますけれども、今後の人事上のペナルティーとか、そういうことは全くないですので、職員一人一人、全てが包み隠さず報告してもらっている、これからも報告してもらえるものだというふうに確信しておりますので、お願いします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

この和解条項及び損害賠償の額という部分でありますけれども、和解条項というのは、そこに記載されておる3点が和解条項というふうに理解していいかと思うんですが、先ほどの説明の中で、傷病関係については完治してからという表現がございましたけれども、この損害賠償額 65 万 1,113 円、これは物損及び休業補償等を含めての額で、傷病関係は別なわけですか。この辺ちょっと内訳ですね、それから今後の後遺症の問題もありますので、そういう場合の対応というのは保険で全て対応できるのか、町のほうにまた別に負荷がかかるのか、その辺のところをもう少し詳細に説明をしていただければありがたいです。

議長（高山由行君）

まちづくり課長 渡辺一直君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

それでは、ただいまの谷口議員の質問にお答えいたします。

この額につきましては、最初に説明させていただきましたとおり、自動車事故による損害のうち物損の部分に係るものであります。先ほど言われました人身事故に係る部分につきましては、一緒ではなくて今現在も治療継続中というふうに確認しておりますので、物損の部分につきまして、本日今日は御審議いただくということになっております。

あと、保険対応につきましては、人身に係る部分につきましても保険適用がされますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 29 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第 5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（高山由行君）

以上で本臨時会に提出されました案件は終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、承認 2 件、議案 2 件議了していただきました。誠にありがとうございました。

今、事故の話も出ましたけれど、基本的には車は管理されておりますので、誰が何時何分から乗って何時何分に返したということは記録されております。そういう意味では、隠しても隠しようがないというのが現状だと思いますので、その後のことを考えて云々という細工はできないんじゃないのかなというふうには思っております。見落としがあるかもしれませんが、厳重にその辺りについても管理はしていきたいというふうに思っております。

何はともあれ、昨日から御嵩町はワクチン接種が個別接種が始まりました。取りあえず私のところに昨日の分で何らかのクレームとか問題が起きたという報告はございませんので、順調にやっているというふうに思われます。明日からが集団接種ということで保健センターで接種を行うということになっておりますけれど、非常に多くの高齢者の方々がお集まりになりますので、その場その場で判断していかなきゃいけないことが多分多く出てくるのではないのかなということは想定しております。

一人一人が関わりつつ、その場その場で解決していくということがいかに大切なことかとい

うことも、職員たちも初めての経験をしておりますので、頑張れる状態をつくっていかねばいけないというふうに思っております。

方々でいろいろ予約の件についても、接種が始まってワクチンが駄目になってしまったというような、そういう事案も起きているようですが、それら全てヒューマンエラーというものも非常に大きいんじゃないのかなというふうに思います。予約が重複したというようなことについてはソフトの不備ということでもありましようけれど、ワクチンそのものの接種について、現場で起きることは大抵は人間が間違えたということになるかと思っておりますので、そういう事案が起こらないように、7月31日最終を目標に頑張ってもらいたいと思います。

職員たちは、通常の1年間の業務を業務としてやりながらワクチン接種に取り組んでいますので、大変忙しい思いをしていると思います。議員の皆さんにもその点を御理解いただきまして、至らぬところはしょっちゅうあるんですけど、特にそういう状況が発生する可能性もありますので、行政職員に対して御理解をいただき、励ましてやっていただけるとありがたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

6月中に接種が終わる方はこの中にはお見えにならないかなあとは思っておりますけれど、大半が対象者ですので、順番が来るのを肅々と待っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これもちまして、令和3年御嵩町議会第2回臨時会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前10時03分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 奥 村 悟

署 名 議 員 安 藤 信 治